

(様式第1号)

平成29年度第2回芦屋市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成30年2月14日(水) 13:30~15:00
場 所	北館4階教育委員会室
出席者	<p>会 長 中田 智恵海</p> <p>委 員 河盛 重造, 平野 貞雄, 加納 多恵子, 田中 航次, 大嶋 三郎, 佐藤 徳治</p> <p>欠席委員 佐々木 勝一, 都村 尚子, 小野セレスタ摩耶 畑中 俊彦</p> <p>事務局 福祉部</p> <p style="padding-left: 100px;">部 長 寺本 慎児</p> <p style="padding-left: 100px;">社会福祉課 課 長 小川 智瑞子</p> <p style="padding-left: 100px;">" 主 査 白須 智子</p> <p>所管課 障害福祉課 課 長 本間 慶一</p> <p style="padding-left: 100px;">" 係 長 川口 弥良</p> <p style="padding-left: 100px;">" 係 長 長谷 啓弘</p> <p style="padding-left: 100px;">" 主 査 吉川 里香</p> <p style="padding-left: 100px;">高齢介護課 課 長 篠原 隆志</p> <p style="padding-left: 100px;">" 係 長 井村 元泰</p> <p style="padding-left: 100px;">" 係 長 松本 匡史</p> <p style="padding-left: 100px;">" 係 長 山本 直樹</p> <p style="padding-left: 100px;">" 主 査 小林 明子</p> <p>こども・健康部</p> <p style="padding-left: 100px;">部 長 三井 幸裕</p> <p>子育て推進課</p> <p style="padding-left: 100px;">" 課 長 廣瀬 香</p> <p style="padding-left: 100px;">" 係 長 池田 聡子</p> <p>関係課 福祉部</p> <p style="padding-left: 100px;">地域福祉課 課 長 細井 洋海</p> <p style="padding-left: 100px;">" 主 幹 鳥越 雅也</p> <p style="padding-left: 100px;">生活援護課 課 長 宮本 雅代</p>
事務局	社会福祉課
会議の公開	■公開
傍聴者数	なし

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 議 事

ア 第8次芦屋すこやか長寿プラン21（原案）に係る市民意見募集結果について

イ 第8次芦屋すこやか長寿プラン21（原案）について

「第5章 介護保険サービスの事業費の見込み」について

ウ 芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害福祉計画（原案）に係る市民意見募集結果について

エ 芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画（原案）について

オ その他

2 提出資料

- (1) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21 意見募集の結果（議事ア関係）
- (2) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21（原案）（議事イ関係）
（芦屋市第5期障害福祉計画及び第7期介護保険事業計画）
- (3) 芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画意見募集の結果（議事ウ関係）
- (4) 芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画（原案）（議事エ関係）

3 審議経過

- (1) 開 会

（会議の成立）開会時点で委員総数11人中7人の出席により成立。

- (2) 議 事

ア 第8次芦屋すこやか長寿プラン21（原案）に係る市民意見募集結果について（所管課：高齢介護課 篠原より説明）

（中田会長）

ありがとうございました。何かご質問、ご意見はございますか。

（田中委員）

このパブリックコメントの回答は、メールで来たものはメールで返すという形ですか。

（高齢介護課：篠原）

3月15日の市ホームページで、本日審議いただく他の計画も合わせてお返事する

こととしています。本日の資料にカラー刷りの部分に記載しているとおり、1項目から8項目まで募集をかけています。全ての項目について意見をいただきまして3月15日に市ホームページにて、表に取りまとめた形で掲載を行います。また、本日ご審議いただいた後、議会に報告をしまして、ホームページの他3月15日号の広報紙にも掲載予定です。

(中田会長)

このパブリックコメントについて、ここで審議されたことが反映されるということですね。

(高齢介護課：篠原)

そうです。パブリックコメントの内容につきまして、市の考え方とか、もし御意見等がありましたらお伺いいたします。

(中田会長)

これでは納得されないですよ。いかがでしょうか。例えば、5番の介護職員の慢性的不足について研修するという点ですが、研修をするだけでは介護職員の不足が解消されるとは思えないのですが。

(高齢介護課：篠原)

資料の136ページをご覧いただきたいのですが、研修については、平成29年4月に新設しました生活支援型訪問サービスに従事する方のための研修となります。生活支援や家事援助の部分について、介護従事者の不足が慢性的にある中で、新たな担い手を確保するために専門職はより専門的な業務を行っていただき、生活支援や家事援助の部分につきましては、新たな担い手を作っていく必要があると、国のほうも打ち出しました。

芦屋市につきましても29年4月1日から生活支援型訪問サービスの指定を開始し、昨年だけで多数の方が事前に研修を受けられ、新たな担い手として、高齢者の方の家事援助に昨年4月からサービスを開始いただいています。こういった新たな担い手の確保を行い介護人材の確保に繋がりたいと思っています。

(中田会長)

いわゆる介護福祉士とかヘルパー2級とかに限定されず、資格を持たないけれども、介護をできる人たちを広げていくということですか。

(高齢介護課：篠原)

はい。広げていくということです。

(中田会長)

そういう努力はぜひお願いしたいです。他にいかがでしょうか。

(平野委員)

意見の要旨及び市の考え方7例についてお尋ねしたいのですが、パブリックコメン

トが出され意見をされる際の資料と本日の資料とではページ数が違うと思います。ですから、そこは丁寧さがあるのかという気がします。

(高齢介護課：篠原)

ページ数でいきますと、136ページの上から2つ目に、生活支援型訪問サービスの供給量と記載していますので、おっしゃるように、ページ数を136ページからにしておくほうが丁寧かと思います。

(平野委員)

丁寧かどうかというよりも、意見を出された方は、違うページを見ることになりまますので1枚違うだけで大きく変わってきてしまうと思います。

(高齢介護課：篠原)

事務局のほうで変更させていただきます。

(平野委員)

ホームページに掲載するのはこれからですか。

(高齢介護課篠原)

これから作業をいたします。

(平野委員)

それからパブコメを受けてのことなので、意見ナンバー7が出ていることにつきまして、確認とお願いをしておきたいと思います。これは概要版が出ていましたか。

(高齢介護課：篠原)

概要版は出ておりません。

(平野委員)

日常様々なことに時間を費やされている市民の方からすると、これを読むことは難しいのではと感じます。ほかの施策分野などで概要版が出たりすることがあります。ですから工夫の1つとしまして、そういう概要版をぜひ出していただければいいのではないかと思います。概要版で疑問を持たれましたら、本編のほうでより詳しく知ることなどもできるかと思うのです。また、私は前から申し上げていますが、説明会をされましたら、疑問を持っておられる方は行かれると思うわけです。私も自分で読むのと聞くのでは大違いであったときがあるわけです。自分で読んでいると勘違いをしていた場合もありますので、ぜひ検討をしていただけたらと思います。説明会などの所管としてはどこになりますか。

(高齢介護課：篠原)

取りまとめは市民参画課です。

(平野委員)

市民参画課のほうとも相談していただきまして、そういう改善策が取れましたらいいのではないかと思います。せっきある制度が有効に活用されるように、改善を重

ねていただきたいと重ねて申し上げておきたいと思います。

(高齢介護課：篠原)

市民参画課とどういったあり方がいいのかを検討してまいりたいと思います。

(中田会長)

貴重な御意見をありがとうございました。ほかにございませんか。では、次に行つてよろしいですか。それでは議事に移ります。

「第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)「第5章 介護保険サービスの事業費の見込み」について」。事務局より説明を願います。

(事務局)

イ 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)について「第5章 介護保険サービスの事業費の見込み」について を事務局より説明

(中田会長)

ありがとうございました。今の御説明で何か御意見、御質問はございますか。

(河盛委員)

他市に比べると芦屋市の介護保険料はどうなのですか。阪神間や神戸市と比べて高いのでしょうか。

(高齢介護課篠原)

近隣市は芦屋市より高くなると想定しています。阪神間や神戸市等のパブリックコメントをしている市を確認しましたところ、尼崎市は兵庫県下で4番目となっており、5,922円で、それが6,000円を超えてくるだろうということでパブリックコメントはしていました。神戸市は、5,729円から6,000円近くになるとパブリックコメントをされていました。芦屋市は5,490円のところが5,490円で据え置きです。西宮市は5,200円が、今5,500円から5,700円ということでパブリックコメントをされています。このことから、やはり認定率が他市では伸びており、給付費も伸びているという状況がありました。芦屋市では他市に比べて認定率及び給付費も伸び率が低かったということで据え置きとなっています。

(河盛委員)

この段階というのは、他市もほぼ同じなのですか。

(高齢介護課：篠原)

そうです。段階につきましては、それぞれの市によりますが、国のほうは9段階ですが、それを14段階や15段階に弾力化できるということになっています。阪神間は14,15段階で設定されている市が多いです。

(河盛委員)

第1段階と第14段階ですと、その辺はどこも同じような設定なのですか。

(高齢介護課：篠原)

西宮市は14段階で、14段階のかたは1,500万円以上ということで同じです。一方で、尼崎市は14段階ですが、14段階のかたは1,200万円以上ということで、若干所得を落としていることになっています。神戸市は15段階の設定と聞いています。

(河盛委員)

一番安い人の料金月額はどうなのですか。

(高齢介護課：篠原)

1から9までは国の基準で決まっていますので、どの市も同じということになります。

(河盛委員)

この3年間は全く同じ数字ですか。

(高齢介護課：篠原)

3年間は5,490円で据え置きです。しかしながら、今後2025年に向けまして、団塊の世代の方が後期高齢者になると推計される中、給付費は一定に上がっていくと見込まれますので、保険料につきましては、今後少なからず上がっていくものと見込んでいます。

(河盛委員)

はい、わかりました。

(中田会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。認定率が伸びていないというのは、これはどうなのですか。

(高齢介護課：篠原)

芦屋市では、27年度から29年度の認定率はほぼ横ばいの状況です。当初でしたら、認定者数は今の人数よりも400人ぐら多い人数で推計していました。推計していたものから減少していますので、元気な高齢者の方が非常に多いのは1つの理由になると思っています。特に芦屋が誇れるところと言いますと、例えば、老人クラブさんにつきましては、全国的に会員数が減っている中で、芦屋市では増強運動ということで、会員が減ることなく推移しています。昨年も厚労省などから優良老人クラブということで表彰を受けておられます。お元気な方の活動の場所となっています。また、シルバー人材センターについては、全国的に会員数が減る中で、芦屋市ではこの10年で2倍となっています。働くということも含めまして、社会に出て行くこと自体が、結果として介護予防につながるということもあります。

(中田会長)

意識の高い高齢者が多いということですか。

(高齢介護課：篠原)

それはあると思います。

(中田会長)

もう一ついいですか。私はいつもこういう数字を見て違和感があるのですが、3年間の計画というか推計値なのに、1,000円単位まで出てくるのは少し解せないのですが。

(高齢介護課：篠原)

これは、国のほうで1,000円単位まで計算するような全国の自治体に入っているシステムがあります。これで計算をする形になり、1,000円単位まで出てくる形になるのです。今回の見える化システムでは、例えば介護報酬の改定とか、そういう部分もきちんと含んだ形で、1,000円単位まで出てくる形になっています。

(中田会長)

システムで1,000円単位となってしまうということですね。

(高齢介護課：篠原)

はい。

(平野委員)

保険料が据え置きということで、ひとまず私としましてはほっとしました。いろいろな要因がその背景にあるのだと思っています。認定率のところでもう少し確認したいのですが、確かに元気な高齢者の方が多いと、先ほど御説明があったところもうなずけるところではありますが、申請と認定との関係で言いますと、従来から変わりはないのですか。例えば、申請されている方は多いけれども認定が厳しくなっているとかは。

(高齢介護課：篠原)

そのようなことはございません。

(平野委員)

認定率が同じなので、申請した方と認定との関係は同じだということですね。

(高齢介護課：篠原)

そうです。

(平野委員)

認定率が伸びていかないのは、何によって抑制されているのか、1つは先ほど言われました元気な高齢者が多いということですが、高齢化が進んでいることでいきましたら、認定率ですから実数は増えているわけですね。

(高齢介護課：篠原)

もちろん実数は増えております。実数は少なからず増えていますが、率としては他市のほうが率としては増えています。芦屋市では、人数が増えても率としては増えていないということです。

(平野委員)

理解しました。

(中田会長)

よろしいですか。

(平野委員)

ほかのところでもいいのでしょうか。

(中田会長)

どうぞ。

(平野委員)

パブリックコメントに限らず、前回行った審議会での委員の意見や、策定委員会、推進本部会等の意見を踏まえて、前回お示しいただいたものと比較をして変わったところは、ご説明いただいた以外ありますか。

(高齢介護課：篠原)

4章までにつきましては、前回の社会福祉審議会のあとに策定委員会をこの1月に行いましたけれども、変更を加えるようなものではありませんでした。5章につきましては、前回の策定委員会では御意見をいただきまして、一部変更等を行いました。4章までの部分につきましては、第3回、第2回の策定委員会で御意見をいただきまして、前回の社会福祉審議会に出すときには、既に変更を加えて出していました。そういった御意見に反映した部分は前回のときに反映ができていますので、その後の変更は特にございませんでした。

(平野委員)

前回御説明をいただいたのは、パブリックコメントの前段階ということで、ご説明いただいた内容をパブリックコメントにかけますという説明であったと思います。その際に委員から意見が出たと思います。私のほうもご説明をいただきまして、理解できる部分について、より誤解のないように強調をしたらどうか、という意見を出させていただきました。そのところについて、受けとめていただくことになっていないという理解でいいのですか。

(高齢介護課：篠原)

「我が事・丸ごと」とかそういった部分につきましては、201ページのところになります。市民の方が「我が事・丸ごと」という言葉だけではわかりにくいところがありますので、具体的に図も入れながら説明を加える形で、用語集の中で説明を加えさせていただく形は取らせていただきました。

(平野委員)

前回のやりとりの中で、そのような言葉のことではなく、地域社会で助け合うという場合に、あのときも申し上げたと思いますが、みんなが役割を持つという方向性がひとり歩きし、日ごろ何か地域で役割を持ち、地域社会にその役割が果たせていないと、いざとなったときに助けてもらえないような気持ちにならないようにすべきです。これは繰り返しになってしまいますが、役割が果たせない方もいて、果たしたくない人もいます。ですが、いざとなったら助ける対象にはなるという寛容さというか、あのとき言いましたのは包容力というか、地域の方が高齢者の方を包み込むようなものとして打ち出せないのかと思います。もう少し優しさというようなものが押し出せないのでしょうか。日ごろきちんとしていないと助けないということは、もちろん書いていませんが、しかし、そのように受け取られないように、よりそこを強調ができないのかということをお願いしておきます。私が言っていることが書いていないのでだめだという意味ではありませんが、何かしてもらえたらよかったという気はします。パブリックコメントもそうですし、市民の方からのパブリックコメントだけではなく、いろいろな意見を出しています。私の意見だけではありませんが、ほとんど採用されていないのです。市民の方からも「これは出しても採用されないから」と言われ、私は逆に、「いやいや、採用されているのもあるから出してくださいよ」と、むしろ出していただくようなことを、私は積極的に声掛けをしています。ですが、現実としましてはほとんど採用されていないので、まさにそのとおりだと思うわけです。もう少しその辺が市の受け止め方として、せっかく市民が意見を申し上げられていることなどを少しでも反映をさせる姿勢がもう少し見えたら、パブコメに対しての意見を出そうという意欲も市民の中で広がるかという気はします。私が言ったことで書いていないことを通じて申し上げました。先ほどパブリックコメントの工夫のところでも申し上げましたが、何かそういうものがあってもいいかという気はします。

(中田会長)

ありがとうございます。パブコメが具体的に市政に反映されるような何か案をお持ちでしょうか。

(平野委員)

パブリックコメントのことについて言いますと、先ほど申し上げましたように、分厚い冊子のようなものですから、市民の方が理解しやすいように概要版を出していただくとか、あるいは説明会をしていただくとか、それは1つの工夫としてあってもいいという気がします。また中身につきましても、私は以前に言葉遣いの問題としましても、市民にお返しをするのですから、拒絶するような表現の仕方はやめてくださいと、これは都市計画のところで私は申し上げたわけです。ですから、分野が違いますが、採用しない場合であっても、もう少し表現の仕方にしても丁寧さが要ると思

ます。それと採用するという姿勢でいきますと、具体的にどうこうとは言いにくいのですが、できるだけくみ取るようなものを持っていただけたらと思います。全体としまして、市民から出される意見で採用されない部分が圧倒的にあります。それが少し残念だという気がしていますので、重ねてですが申し上げます。

(中田会長)

採用されないというよりも、具体的に採用されないのではなく、前向きに検討しますとか、漠然とした言い回しになっているところが多いということですよね。

(平野委員)

そうです。

(高齢介護課：篠原)

いただきました御意見やここに記載ができていないことでありましても、市民のかたからのいろいろな声ですのでしっかりと考えていきたいと思えます。

(中田会長)

人口的に言いましても、40万とか600万ではないので、一番市民に伝えやすい人口です。ですから、言っていけば伝わる人口です。そこは心してやっていただければと思います。

よろしいでしょうか。ほかにございますか。それでは議事3に移ります。事務局に説明を願います。

(事務局)

ウ 芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害福祉計画（原案）に係る市民意見募集結果について を事務局より説明

(中田会長)

ありがとうございます。何か御質問はございますか。これは芦屋メンタルサポートセンターだけについての御質問ですか。

(障害福祉課：本間)

いいえ、市内にございます施設を含めた見込み量についてのご質問でありました。そのことについての回答をさせていただいています。

(中田会長)

何か御意見はございませんでしょうか。どうぞ。

(平野委員)

今回新たにということではないのですが、障がい福祉のほうは、先ほどの介護保険等の対応を見た場合に、当事者団体と言いますか、そういう団体が明確にあり、意見反映も計画されているので、パブリックコメントをあえてしなくても取り組みができるのだと思います。実際見させていただいてもそういった声の反映が見られます。そ

れにしましても質問が1件というのは少な過ぎるわけです。障がい者の方だけの問題だけではなく、これは市民の方が広く関心を持っていただくということで、先ほどの繰り返しになりますけれども、パブリックコメントにあたりましては、もう一工夫、二工夫していただく必要があると思います。そして前回の審議会のときに申し上げたことをここで繰り返すつもりはないのですが、先ほどの介護保険のところでも申し上げましたが、強く言ったつもりもなく、反映をしていないからどうこうということではないのですが、実施段階で意を用いてやっていただければ幸いです。その点を申し上げておきます。御苦労さまでした。

(中田会長)

ありがとうございました。ほかにないですか。

(障害福祉課：本間)

事務局のほうで留意させていただきまして、今後の計画、策定だけではなく、実施にあたりましても十分留意させていただきたいと考えています。

(中田会長)

では、議事4に移ります。「芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画（原案）について」事務局より御説明を願います。

(事務局)

エ 芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画（原案）について を事務局より説明

(中田会長)

ありがとうございました。御質問、御意見はございますか。どうぞ。

(河盛委員)

私も前に途中で帰ってしまったのでよくわからない部分もあるのですが、このサービスの見込量というものが入っていますが、これは多分過去3年間の実数と、このあとの人口などを経て出していると思うのです。過去3年の実数のほうは、実際の要望に十分応えている実数なのか、やむなくこうなっているのかで大分話が変わってくると思うのです。市民の要望に十分に答えられての実数なのか、やむなくなっているのかどうなのでしょう。

(障害福祉課：本間)

第4期でも計画をして実数を出していました。今現在サービスを提供している分につきましては、頭打ちとか制限は全くしておりませんので、市民の皆様のニーズには全て応えていると考えています。

(河盛委員)

実際に希望はだいたい叶えられているということですか。

(障害福祉課：本間)

そうです。市によりましては予算規模があまり大きくなりますと頭打ちを設けているのですが、芦屋市の場合はそれを設けていませんので、必要量は給付させていただいているという考えです。

(河盛委員)

わかりました。

(中田会長)

他にありますか。

54ページのサービスの見込量の自立生活援助ですけれども、30年度に1人、31年度に1人、32年度に2人となっていますが、これは意味があるのですか。

(障害福祉課：本間)

主に精神科病院から地域に戻られる方を目標設定しまして進めているところです。個人差があり、重症状だとか御家族の状況などで進んでいないのが実情です。進んではいませんが、地域に戻ってきていただき、社会生活をしていただくというのが本来ですので、その辺で小さいながら数値の目標を立ててやっていこうということになっています。

(中田会長)

全く考慮をしないというわけではなく、わずかでも上げておいたほうがよいということですか。

(障害福祉課：本間)

上げていく方向で、今回の障害福祉計画の目玉の5本の中の1つに地域移行というのが大きく載っていますので、そこで上げている分です。

(中田会長)

これは主としまして精神障がいのかたが1人ということですよ。

(障害福祉課：本間)

そうです。現在、相談事業所の職員や障害福祉課の職員も、病院に訪問をさせていただきまして、個別にあたっているのですが、すんなりと進むようなケースではないと考えています。地域に帰ってきていただくには、社会資源、お住まいから確保する必要もあります。例えばグループホームであるとか、御自宅に戻ってこられましたら、戻ってこられたときに支援をしていただく方、支援員とかそういうことも十分考慮しないと、またすぐに施設や病院に戻られてはいけないと考えておりますので十分整備していく必要があるサービスだと思います。

(中田会長)

ほかに何かございませんでしょうか。では次の議事5その他について、事務局より何かありますでしょうか。

(社会福祉課：小川)

それでは事務局から2点お伝えをいたします。2回にわたり御審議いただきました、第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)と、芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画(原案)につきましては、いただいた御意見を反映させていただいた上で、今月開催を予定しています、市議会の中で最終案として御報告をさせていただきます。

続きまして、30年度から本審議会の体制を改めるため、現在条例改正の手続きを進めています。具体的には一部2月20日から開催されます市議会の定例会に、附属機関の設置に関する条例の一部改正議案を上程する予定にしています。内容としましては、委員定数を現行の12人以内から25人以内に増加をするとともに、委員の構成に現行の知識経験者、市議会議員、社会福祉団体等の代表者、市職員で構成されているところに、新たに市民と行政関係者を加えたいと考えています。改正の理由としましては、平成30年4月1日に施行されます社会福祉法の改正によりまして、地域福祉計画の策定が努力義務化をされまして、福祉分野の上位計画として位置づけをされることになりました。そのために、これまでこの計画につきましては、要綱で設置した委員会で進行管理をしていましたが、福祉分野の会議体の上位に位置づけています、この社会福祉審議会において行っていくために、体制を改めようと考えています。また、条例が可決されましたら来年度の本審議会におきまして、改めて御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。議事につきましては事務局からは以上になります。

(中田会長)

それではこれで閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会